〔申請様式第12号〕

|  |
| --- |
| 登録事項証明書・船舶原簿謄抄本交付等申請書 |
| １申請の区分 | □ ①登録事項証明書□ ②船舶原簿謄本交付（全部謄本） □ ③船舶原簿謄本交付（一部謄本（抹消登録時の登録事項））□ ④船舶原簿抄本交付□ ⑤船舶原簿閲覧 | ３　①～④の場合の通（枚）数 | 通（枚）  |
| ４　④の場合抄写する事項 |  |
| ２申請する船舶 | 番　　　　　号 | 　 |
| 船　　　　　名 | 　 |
| 船　　籍　　港 | 　 |
| 所有者の氏名又は名称及び住所 | 　　　 |
| 　　 年　 　月　 　日住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　神戸運輸監理部長　殿 |
| 手数料納付欄 | 手数料　金　　　　　　円収入印紙貼付欄 |

（日本産業規格Ａ列４番）

備考１ 申請の区分は、当該欄の①～⑤のうちから選択して下さい。

１－２

(1) 登録事項証明書とは、平成１６年４月１日以降、登録を受けたことのある船舶に係る船舶原簿に記録されている事項を証明した書面です。登録事項証明書には、すべての履歴が記載されています。登録事項証明書の交付を希望する場合は、①を選択して下さい。

登録事項証明書の交付申請先は、全国の地方運輸局（運輸監理部含む。）、沖縄総合事務局、運輸支局、海事事務所、運輸事務所（以下「地方運輸局等」という。）です。

(2) 平成１６年３月３１日までに登録を抹消された船舶に係る船舶原簿（以下「旧船舶原簿」という。）の謄抄本の交付を希望する場合は、希望する内容に応じ、②、③又は④を選択して下さい。

旧船舶原簿にかかる交付申請先は、当該船舶の登録を抹消した地方運輸局等です。

(3) 船舶原簿の閲覧を希望する場合は、⑤を選択して下さい。

申請先及び閲覧は、全国の地方運輸局等です。

(4) 旧船舶原簿の閲覧を希望する場合は、⑤を選択して下さい。

旧船舶原簿の閲覧申請先及び閲覧は、当該船舶の登録を抹消した地方運輸局等です。

２

(1) 申請する船舶の各事項は、船舶原簿又は旧船舶原簿に登録されている内容を記載して下さい。

(2) 申請する船舶が特定できる場合には、全ての項目への記載は要しません。

３

(1) ①を申請する場合は、通数単位で交付しますので、通数を記載して下さい。

(2) ②～④を申請する場合には、枚数単位で交付しますので、枚数を記載して下さい。

４ 申請の区分のうち④の船舶原簿抄本交付を選択する場合には、抄写する事項を選択し、記載して下さい。

５　申請書提出時に、手数料額を記入し、手数料額に相当する収入印紙を貼り付けて下さい。